

介護サービス情報の公表 調査実施・手数料は各地様々

「介護サービス情報の公表」制度は、当初から年1回の調査が義務付けられていましたが、事業所にとっては事務・費用両面で負担が大きく、利用者にとっても使いにくいという指摘がされていました。これを受け一昨年に見直しが行われ、今年度から、年1回の調査の義務付けを廃止し都道府県が必要と認める場合に調査を実施、手数料によらない運営とすることなど、事業者の負担軽減策が打ち出されました。国が一元的に管理する情報公表システムサーバーの10月本格稼働を前に、各都道府県では、国が3月に示した指針策定のガイドラインに沿って、情報公表の指針を打ち出しています。

2010年度の公表手数料の全国平均は9617円、調査手数料の平均は2万3754円で、合わせて3万3371円と事業所にとっては大きな負担でした。これを軽減しようというのが今回の見直しの趣旨で、12年度は調査・公表ともに手数料を徴収しない都道府県が大勢ですが、実情に応じて徴収するケースもあります。

新規開設後の一定期間や更新時などに調査を行い手数料を徴収するのは、北海道、宮城県、秋田県、神奈川県、福井県、奈良県。北海道は新規指定・許可を受けてから3年以内の事業所は毎年実施。宮城県と秋田県は新規指定後2年目と4年目に、指定更新後は3年ごとに調査を実施します。神奈川県は新規事業所は3年間毎年調査を実施、その後は更新時（6年ごと）に実施します。一方、東京都は原則6年に1度調査を実施するが手数料はなし、茨城県は実地指導時に調査を同時実施することで経費をかけず手数料はゼロ、香川県と高知県も新規指定時やその後の定期的な調査を実施しますが、指定調査機関を廃止し県の運営としたため、手数料を徴収しません。

その他、調査手数料を徴収しない県では、定期的な調査は行わず、事業所自ら調査を希望する場合や報告内容に虚偽が認められる場合、公表内容について利用者等から通報があった場合など、必要と考えられる場合に調査を行うところがほとんどとなっています。

公表手数料については9府県で徴収予定で、金額は2千円から7千円まで。主に公表事務を公表センターへ委託する経費として徴収されます。その他多くの都道府県では、制度見直しの趣旨である事業所負担の軽減を理由に、手数料を廃止しています。

関西では、滋賀県と兵庫県で調査・公表ともに手数料を徴収しません。大阪府は、事業所が自ら調査を希望した場合のみ25,000円の手数を徴収、また公表手数料は公表センターへの事務委託料として、一律2,000円を徴収します。奈良県は、事業所が新規指定を受けた翌年度などに調査を実施、手数料は21,000～27,000円、公表手数料は無料です。和歌山県は、事業所が希望して調査する場合のみ、調査機関の定めた手数料を徴収します。京都府は現在検討中とのことです。

	調査実施タイミング	調査手数料	公表手数料
滋賀県	検討中	徴収しない	徴収しない
京都府	検討中	検討中	検討中
大阪府	事業所自らが調査を希望する場合	25,000円	2,000円
兵庫県	▽報告内容に虚偽が疑われる場合 ▽公表内容について利用者等からの通報により疑義が生じた場合で、調査に関し、必要があると認めた場合 ▽事業者が自ら調査を希望した場合、別途調査を実施する仕組みを検討する	徴収しない	徴収しない
奈良県	▽事業者の指定の更新時(6年に1回) ▽新規指定を受けた翌年度 ▽事業者が希望するとき ▽報告内容に虚偽が疑われるとき	21,000～27,000円	徴収しない
和歌山県	▽報告内容に虚偽が疑われる場合 ▽自ら調査を希望する場合	自ら調査を希望する場合は、調査機関が定めた手数料	徴収しない